

## 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

## 事業名 県立学校給食運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 体育健康課 学校給食係 電話番号：058-272-1111（内8714）

E-mail : c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 198,423 千円 (前年度予算額： 192,910 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	192,910	0	0	0	0	0	0	0
要求額	198,423	0	0	0	0	0	0	0
決定額								

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨（現状と課題）

学校給食の調理・提供の方法については、学校によっていくつかのパターンに分け、基本方針に沿って進めている（民間委託をしている4校（長良特別支援、中濃特別支援、東濃フロンティア高校、可茂特別支援）については3年間の長期継続契約にて学校給食を実施）。令和2年度より華陽フロンティア高等学校、平成30年度より可茂特別支援学校において、民間委託（3年間の長期継続契約）による学校給食を実施。令和5年度より大垣工業高等学校・大垣商業高等学校において民間委託を実施。

平成18年3月に県民の声をもとに「子どもかがやきプラン」が作成され、各特別支援学校で特別支援教育が必要な生徒の受け入れ態勢の整備を進め、平成28年度は、羽島特別支援学校が新設、岐阜希望が丘特別支援学校の高等部が新設された。

## (2) 事業内容

## ①市町村学校給食センターへ委託

特別支援学校（飛騨・恵那・郡上・岐阜本巣・海津・揖斐・下呂・飛騨吉城・羽島）

## ②併設する希望が丘こども医療福祉センターが委託する民間業者へ委託

岐阜希望が丘特別支援学校

## ③民間の業者へ委託（長期継続契約）

特別支援学校（長良・中濃・可茂）・高校（東濃フロンティア・華陽フロンティア・大垣工業・大垣商業）

### (3) 県負担・補助率の考え方

- ・県 10 / 10
- ・学校給食法第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう努めなければならない」と規定されており、当該学校の設置者として県負担は妥当である。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	198,423	各市町給食センター等に委託
合計	198,423	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・学校給食法第4条

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条

- ・第4次岐阜県教育ビジョン

基本方針3 「健やかな体」の育成

目標17 健康教育・食育の推進

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R )	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R )	達成率
①						

### ○指標を設定することができない場合の理由

学校の実情を考慮しながら進めるため、指標設定になじまない。

### (これまでの取組内容と成果)

令和 2 年 度	学校給食の自校調理が不可能な県立学校で給食を実施するため、所在市町の学校給食センター又は民間業者に給食調理業務を委託する。 ・市町学校給食センター委託校数：11校（分校・校舎含む） ・民間業者等委託校数：5校 ・県こども医療福祉センターの委託業者へ再委託：1校 成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施している。 学校給食調理業務のアウトソーシングにより、人件費等を削減し、さらに民間活力の促進を図ることができている。
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 3 年 度	学校給食の自校調理が不可能な県立学校で給食を実施するため、所在市町の学校給食センター又は民間業者に給食調理業務を委託する。 ・市町学校給食センター委託校数：11校（分校・校舎含む） ・民間業者等委託校数：5校 ・県こども医療福祉センターの委託業者へ再委託：1校 成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施している。 学校給食調理業務のアウトソーシングにより、人件費等を削減し、さらに民間活力の促進を図ることができている。
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 4 年 度	学校給食の自校調理が不可能な県立学校で給食を実施するため、所在市町の学校給食センター又は民間業者に給食調理業務を委託する。 ・市町学校給食センター委託校数：11校（分校・校舎含む） ・民間業者等委託校数：7校 ・県こども医療福祉センターの委託業者へ再委託：1校 成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施している。 学校給食調理業務のアウトソーシングにより、人件費等を削減し、さらに民間活力の促進を図ることができている。
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

指標① 目標 : \_\_\_\_ 実績 : \_\_\_\_ 達成率 : \_\_\_\_ %

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。
-----------	--

#### ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり  
2：期待どおりの成果あり  
1：期待どおりの成果が得られていない  
0：ほとんど成果が得られていない

(評価) 2	学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。
-----------	--

#### ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価) 2	学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。
-----------	--

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

現在、自校調理で学校給食を実施している県立学校が、調理従事者の確保が困難であることや施設設備の老朽化により民間委託の希望が挙がっている。また、委託先の市町村では、給食センターの調理業務を民間へ委託する可能性もあり、市町村との連絡調整が課題である。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

特別支援学校の児童生徒が健康な学校生活を送るためには、栄養バランスのとれた学校給食が必須であるため、今後も必要額を要求していく。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	